

河合町議会会議録

平成24年 12月12日 開会

河合町議会

平成24年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

第 2 号 （12月12日）

| | |
|--------------|----|
| ○議事日程 | 1 |
| ○本日の会議に付した事件 | 1 |
| ○出席議員 | 1 |
| ○欠席議員 | 1 |
| ○出席説明員 | 1 |
| ○議会事務局出席者 | 2 |
| ○開議の宣告 | 3 |
| ○一般質問 | 3 |
| 西 村 潔 | 3 |
| 森 尾 和 正 | 16 |
| 杵 本 光 清 | 29 |
| 馬 場 千 恵 子 | 34 |
| ○散会の宣告 | 46 |
| ○署名議員 | 47 |

平成24年12月12日（水曜日）

（第2号）

平成24年第4回(12月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成24年12月12日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 馬場千恵子 | 2番 | 杵本光清 |
| 3番 | 吉村幸訓 | 4番 | 岡田康則 |
| 5番 | 森尾和正 | 6番 | 池原真智子 |
| 7番 | 西村 潔 | 8番 | 疋田俊文 |
| 9番 | 谷本昌弘 | 11番 | 岡井誠也 |
| 12番 | 辻井賢治 | 13番 | 弓戸 猛 |

欠席議員(1名)

10番 中尾伊佐男

地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | |
|----------------|------|--------------|------|
| 町 長 | 岡井康德 | 副町長 | 荒木光義 |
| 教育長 | 藤岡和成 | 総務部長 | 迎田臨成 |
| 福祉部長 | 中尾博幸 | 住民生活部長 | 竹林信也 |
| まちづくり 推進部長 | 東 正次 | 総務部次長 | 竹田裕昭 |
| まちづくり 推進部次長 | 梅本英則 | 教育部次長 | 井筒 匠 |
| 政策調整課長 | 澤井昭仁 | 財政課長 | 福井敏夫 |
| 税務課長 | 岡田昌浩 | 安心安全 推進課長 | 森嶋雅也 |
| 住民福祉課長 | 大西孝幸 | 福祉政策課長 | 杉本正範 |

| | | | |
|-----------|------|----------|------|
| 社会福祉協議会課長 | 門口光男 | 保健スポーツ課長 | 大平謙治 |
| 住民生活課長 | 津田浩二 | 環境衛生課長 | 木村光弘 |
| まちづくり推進課長 | 堀内伸浩 | 地域活性課長 | 山本孝典 |
| 上下水道課長 | 石田英毅 | 教育総務課長 | 御興善弘 |
| 生涯学習課長 | 上村欣也 | | |

会議に従事した事務局職員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 局長 | 増田善紀 | 主事 | 堀内一憲 |
|----|------|----|------|

開会 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（池原真智子） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成24年第4回定例会を再開いたします。

なお、10番、中尾伊佐男議員より欠席の届け出を受けております。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（池原真智子） 本日の日程は一般質問です。

それでは、受け付け順に質問を許します。

◇ 西 村 潔

○議長（池原真智子） 1番目に、西村 潔議員、登壇の上質問願います。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（池原真智子） 西村議員。

（7番 西村 潔 登壇）

○7番（西村 潔） おはようございます。

それでは、議席番号7番西村潔が、通告書に従いまして質問させていただきます。

3つございまして、まず1番目、河合町所有の固有財産について質問いたします。

現在、河合町が保有している土地・建物については、毎年9月の決算書の中に概要が出ております。この概要を見ますと、土地については、この決算年度末で93万5,553平米持っております。建物については、8万8,283平米でございます。この中には、年度中の増減が含まれております。そこで、現在この状況についての開示について、どういう状態になっているのかを、やはり住民に当然開示をして説明ができるような状態になっているのかどうか。こ

ういうことで、今後については、どのような視点で固有財産を管理をして処分をしたりとか行っているのか、及び今後どのようにしていくのかについて、町の所見を求めたいと思っております。

そこで、過去に取得した経緯、例えば、山林とか田とか畑とか宅地とか雑種地というのがいっぱいあるわけです。こういうものについての取得した経緯とか、取得の時期、それから取得額、現在の評価はどうなっているか、あるいは現在活用しているのかどうか、今後の利用予定をどうしていくのかについての一覧表を当然作成しているものと思っておりますけども、それについての総括の説明をお願いしたいと思っております。

それから、保有土地や建物の権利関係の状況についてどのようになっているのか。維持管理の方法、これにかかわる費用、収入などについても、同じくやはり一覧表を作成いただいて全体を掌握していただいていると思っておりますけど、これの概要についても説明をお願いしたいと思っております。

3番目としては、平成25年度、土地開発公社の解散後、一般会計が土地を取得するわけですが、土地取得後の売却も含めたこの不動産管理や処分について、町の内部規定があるのかないのか、どのような規定を設けてこういう建物、土地について管理をしていくのか、その現状や所見をお聞きしたいと思っております。

公有財産というのは情報公開の対象になるわけですが、情報公開請求があった場合に、その公開の可否、どこまで公開するのか、その開示方法について町の所見をお聞かせください。

それから、土地、建物の管理や処分などについて、現在、河合町独自でやっていると思っておりますけども、例えば第三者機関の意見を求めたりとか、外部の支援を仰ぐ予定があるのかどうか、こういうことについて回答をお願いしたいと思っております。

次に、2番目、暮らしの足をみんなで考えるための町の役割について質問いたします。

世界的に見ても少子高齢化が抜きん出て進む日本、全国に過疎地域や被災地が拡大し、移動の手段を持たない、あるいは持てない高齢者など、とりわけ命を守る通院、あるいは買い物に困る人たちが増えております。都市部でさえも、一人で歩行が困難な高齢者が多く存在しております。急速に増加もしております。河合町においても例外ではなく、今、将来における課題であると私は認識しております。

この問題については、過去に何度か一般質問で具体的に取り上げ、各地の状況など視察してまいりました。また、そのときにも報告書を提供させていただいております。直近では、

先月11月の25日に参加した、東京で行われました研修会にも参加いたしました。既に、報告書を提出させていただいております。いろいろ提案をさせていただいておりますので、河合町の基本計画についての現在検討されていると聞いております。次に申し上げます3つの視点について、資料や報告書を提出しておりますので、今後の施策や町の役割について所見をお聞かせください。

まず1番目、地域の公共交通をどうつくっていくのか。河合町における基本交通計画をどうつくるのかです。視点は、例えば交通計画と施策の実施をどうしていくのかとか、生活交通の再編とか整備をどうしていくのか、過疎地区の交通の取り組み。幸い、河合町においては該当しませんけども、一部公共交通の空白地帯があるわけですけども、これについての対応をどうしていくのか。それから、災害時の移動支援の取り組みはどういうふうに取り組んでいくのか。これは、行政の立場としてやるべきことだと思います。

次に、2番目、生活を支える移動の新たな取り組みによってビジネスモデルの構築は河合町において可能かどうかということなんです。例えば、住民参画によるバス運行が可能かどうか。バス事業者の視点から見てビジネスモデルになり得るかどうか。次、コミュニティタクシー、あるいは乗り合い事業者、あるいはあらゆるサービスを取り入れて行うQタクといえますか、総合的なタクシー業務を既に行っている地域がございます。河合町においても、こういう事業者との連携をして行うことができるかどうか。

次、3番目、福祉の視点から見て、ずばり移動困難者のニーズは一体どこにあるのか。例えば、介護保険の移送事業者から見た場合の移動ニーズとは一体どういうものがあるのか。ケアマネジャーから見た地方における移動ニーズとはいったいどういうものなのか。障害児・者の支援現場から見た移動のニーズはどのようなものがあるのか。それから、これは我々が介護状態になる前の問題なんですけども、高齢者の快適生活をつくるタウンモビリティ、いつでもどこでも出かけられる移動は可能かどうか、マイカーから地域の公共交通機関の利用へ転換できるのかどうか、河合町のまちづくりをどうしていくかについての必然的な課題だと思います。

以上、1番目の行政の基本交通計画、2番目の生活を支える移動の新たな取り組み、3番目の福祉の視点から見た移動困難者のニーズにおいて、これらはまちづくりの一環としてとらえることができると思います。それぞれの分野においての河合町がどのような役割が果たせるのかどうか、お聞かせください。

次に3つ目、町営住宅について質問いたします。

河合町における町営住宅について、その役割、政策上の必要性、現状、これからの町営住宅のあり方について、町の所見をお聞かせください。

まず、1つ目、現在の町営住宅の現状は一体どうなっているのか。例えば戸数が幾らあるのか、入居者の数、それから入居者の状態、非課税世帯とか生活保護世帯の世帯数などがあると思いますけど、それを教えてください。

2番目、過去10年間の家賃収入の回収状況、一体幾ら入っているのか。それから未収状況、回収のめどは立つのか立たないのか。それから、家賃収入について不納欠損処理があるのかどうか、あればその額についてお聞かせください。

3番目、以前に資料請求させていただきまして、提出された資料によりますと、過去10年間の平均の歳入歳出の差し引き額については、職員の人件費を含めまして毎年平均ですけれど3,372万円、この住宅政策にかかっております。政策経費として毎年計上されているわけですが、今後も引き続き計上されると思います。建物の老朽化など経費の増大、あるいは補修や管理が困難になることも予想されます。今後の町営住宅施策について、どのようなお考えを持っておられるのかお聞かせください。

以上でございます。

追加質問がございましたら自席で行いたいと思います。

○総務部次長（竹田裕昭） 議長。

○議長（池原真智子） 総務部次長。

○総務部次長（竹田裕昭） 私のほうからは、1点目の河合町所有の公有財産についてお答えいたします。

町が所有する公有財産、これにつきましては、行政財産と普通財産の2種類があります。行政財産とは、実際に町が行政業務を運営するに当たって使用する財産で、庁舎、学校、福祉会館、道路などがあります。それらの目的を達成するため、その時々を取得し、現在も活用している財産とご理解をお願いしたいと思います。

次に、普通財産とは、行政財産以外の公有財産で、行政財産とは異なり、特定の行政目的に直ちに用いられるものではなく、町が一般私人と同等の立場で所有しているものです。取得した経緯は多岐にわたり、例えば廃川敷、それから事業の残地、寄附などがあります。最近では、土地開発公社健全化に基づく買い戻しなどもそこに含まれます。取得時期については、過去から現在まで多年にわたっております。

現在の活用状況につきましては、一部日本総合住宅住生活株式会社、旧の住宅公団、それ

から、奈良県、例えば派出所、交番等への賃貸借を行っております。今後につきましては、町の事業や自治会の利用などを調整し、町として必要でない判断した土地については売却を行っていきたいというふうに考えております。

ただいま説明しました行政財産と普通財産の内訳ですけれども、行政財産、土地、筆数が2,686筆、面積が103万6,911平米、評価額ですけれども249億4,857万6,000円。それと、行政財産の建物ですけれども、棟数が308棟、床面積が8万6,216平米、評価額が86億6,587万円。次に普通財産、土地ですけれども、筆数が75筆、面積が1万3,403平米、評価額が3億7,454万7,000円でございます。ただいま報告しました数字につきましては、後ほど説明いたします公有財産調査業務、これのデータからの数字でございます。

次に、権利関係の保全状況等についてですけれども、権利関係の保全状況は、平成22年、23年度において、緊急雇用創出事業を利用し、公有財産調査事業を行っております。内容は、河合町所有の全土地、建物の登記簿、公図等を確認し、地番図及び航空写真に反映し、データベース化したものでございます。このデータをもとに現在は詳細調査を行っているところでございます。今後、より一層権利の保全に努めたいというふうに考えております。

次に、管理の状況ですけれども、行政財産につきましては、所管課がそれぞれ目的に合った維持管理を行っております。普通財産につきましては、地域の環境を損なわないよう、草刈り等、維持管理に努めているところでございます。収入につきましては、さきに説明しております土地の賃貸借料及び公有財産使用料で年間3,078万5,000円の収入がございます。

次に、3番目の情報公開、これの可否、その方法ですけれども、町有地については、情報公開の対象になります。しかし、公文書の開示請求があった場合、不動産売買契約書など、個人が特定され、その土地を売ったことによる個人の収入状況が記載されている部分も多くあり、公文書そのものを開示することは好ましくない場合がございます。地番、それから地目、面積等、シンプルな方法で公表できるよう、現在作業を進めているところでございます。

次に、第三者機関の意見を求めたり外部の支援を仰ぐ用意はあるかということでございますけれども、現在のところは考えておりません。しかし、土地売却において、法的な問題、専門的な知識、経験等が必要とされます。今後、土地開発公社の所有地が、代物弁済により町有地になり、売却を進めるにおいては、土地売却のあっせん及びコンサルティングなど外部の支援の必要性は感じております。

以上です。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 私のほうからは、2番目の暮らしの足をみんなで考えるための町の役割についてお答えさせていただきます。

町民の日常的な移動に欠かせない町内公共交通網のサービス向上及び公共交通空白地域の軽減に向けて、本年8月に河合町地域公共交通活性化協議会を設置し、豆山きずな号を初めとする町内公共交通の施策のあり方を検討し、利便性向上、確保、維持改善を図るため、今年度末を目標に、河合町地域公共交通総合連携計画を策定すべく進めております。当協議会では、よりよい地域交通の導入に向けた基礎資料とするため、現在、町内にお住いの16歳以上の方2,000名を対象に公共交通に関するアンケート調査を実施しており、また来年1月には第2回目の協議会を開催する予定で、その中ではアンケート結果や協議会委員の皆様の意見を聞きながら交通行動の実態を調査し、交通利用のニーズ、既存公共交通に関する問題点などを把握し、まず新たな公共交通の実施に向けて、交通計画策定を進めたいと考えております。

過疎地区交通の取り組みということで、過疎地区交通が交通空白地域の意味であるとするれば、本町では、佐味田川東エリアの町の東部地区及び南部地区については交通空白地域となっており、重点的に交通空白地域の軽減に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、生活を支える移動の新たな取り組みということですが、町としては、協議会において地域公共交通総合連携計画を策定する中で、町が主体となって提供する新たな公共交通サービス、福祉によるサービスなどについて検討していくことになると考えております。町内におけるすべての移動サービスを町主体で提供することはできません。既に公共交通サービスを実施している市町村でも、それぞれ状況が異なり、本町の状況に合った移動サービスを検討していかななくてはならないと考えております。町が主体となって新たに実施する交通サービスについては、利用ニーズ、運行経費、既存の公共交通、鉄道、奈良交通のバス、タクシーと競合せずに共存、繁栄するよう考慮しながら、最善の方策を検討したいと考えております。

ビジネスモデルの構築ということについては、本町内での交通サービス単独でのビジネス化はサービスのエリアが狭いこと、過去にバス事業者が撤退していることなどを考慮しますと困難ではないかと考えております。低料金、高サービスでの事業化には無理があるのではないかと考えております。

以上です。

○福祉政策課長（杉本正範） 議長。

○議長（池原真智子） 福祉政策課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 私のほうからは、移動困難者のニーズについてということでお答えさせていただきます。

事業所さんからは、高齢者の場合、介護保険制度が熟成してきていることから、現場からの声も特になく、支障なくスムーズに対応できているとのこと。特に、要支援者の通院介助につきましても、他町ではかなり問題になっているところがございますが、本町は社会福祉協議会が実施しています福祉有償サービスのおかげで、問題なく対応できているという声もございます。しかし、福祉有償サービスにおきましても課題を抱えているところがございます。障害者の移動につきましても、行動援護サービス、移動支援サービスといったサービスがございまして、年々利用者が増加しております。こちらにつきましても、事業所さんから特に声は上がっていない状況でございます。しかし、このような事業所の方からの声がある一方、高齢者の方や障害者やその家族の方からは制度にのらないところ、買い物や通勤、通学といったところの相談を受けることがあります。

タウンモビリティにつきましても、長時間の歩行に困難のある高齢者の方や障害者の方に電動スクーターや車いすを貸し出して買い物や散策を楽しんでもらうというシステムですが、ショッピングモールや狭い地域での利用を前提としていて、その範囲の中では有効なシステムであると思います。

自助、共助、公助という言葉がございしますが、自助は、自己が努力することですが、これにつきましては、各自それぞれに努力されているところだと思います。また、公助につきましても、制度に限界があるところがございます。残りの共助が、これからのかぎを握っているのではないかと思います。昔の日本は、福祉施策がなくても隣近所が助け合い、何とかなっていたところがございます。共助の関係がうまく構築できれば、持続可能なシステムになっていくのではないかと思います。このような関係づくりのきっかけづくりが福祉の視点からの町の役目ではないかと考えております。

以上です。

○住民生活課長（津田浩二） はい、議長。

○議長（池原真智子） 住民生活課長。

○住民政策課長（津田浩二） はい、私のほうからは町営住宅についてということで、1つ目の現在の町営住宅の戸数であります。これは、15団地で235戸を管理しております。入居者

数につきましては382人、入居者の状況、生活保護世帯は50世帯おられ、状況的には60歳以上の入居者が半数を占めているという状況でございます。

2番目の過去10年間の家賃収入につきましては、平成14年から平成23年、総額にしまして約1億9,169万1,000円の収入がございます。1年間の平均ということで、1,916万9,000円の収入がございます。未収入額につきましては、平成23年度におきまして、現年分の未済額33万8,000円、過年繰越分につきましては、5,439万5,000円で、23年度末におきましては5,778万3,000円となっております。不納欠損処理については、過去、一度も行っておりません。それから、徴収につきましては、現年はもちろん、過年の分も徴収を行っている状況でございます。

今後の町営住宅施策としまして、厳しい財政状況のもとでは新たな住宅の建てかえをすることは困難と考え、現住宅ストックの日常的保守を重点的に行いながら、コスト縮減につながるような効率的かつ適正な町営住宅管理を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（西村 潔） はい、議長。

○議長（池原真智子） はい、西村議員。

○7番（西村 潔） どうもありがとうございました。

公有財産については、この過去2年で調査をしたということで、まだ調査中だと。これは、なぜこういう質問したかといいますと、以前に学校用地が一部私有地が入っていたということで、権利関係がどうもできていなかったんじゃないかとかでそういう問題が出てきたわけです。当然これは、決算書ではこういう1枚の紙に出てるわけですが、全体として、例えば学校とか、国有財産とか、本町とか除いて、今100万平方メートルあるということですが、この決算書では、土地については93万5,000㎡ほど持ってるわけです。山林とか田とか畑とか宅地とか雑地ということで、その年度の移動が出てるわけです。だけども、例えば、それなら一体活用どうしているんやというところについては、一切、だれもわからないということなんです。それは、行政の方しかわかってない、当事者しかわかってない。それではやっぱりちょっと公共の財産については、当然住民にも知らせてもらわないといけないということで、できれば、将来的にはホームページで出してもらおうとか。もちろん固有名称を出せと言っているわけじゃないんです。賃貸料はどこから幾らもらってるのやとか、管理にどれぐらいかかっているということについては、当然、管理上は行政がきっちりそれを掌握してないといけない。

今、なぜこういうことを言ったかということ、なかなか今、財政厳しいということやから、不用意に持っている土地はできるだけ売っていかうと。行政みずからが、もしそういう案が出ないんであれば、やっぱり外部の方をお願いして売却方法をどうするのやとか、他町の事例を見るとかいうことをしていかないけないと。そういうルール化をしているのかどうかということなんです。

今、基本的なこと言いますと、いざ売るときに、実は登記簿上合っていないとかいうようなことも、これは一般の民営地でもあるわけですから、特に公共機関としての行政が持っている土地についてはすべてやっているというふうに認識、我々持っていたわけですけど、実際はそうじゃないと。その困難性があるんであれば、それをどういうふうに解決したらいいのかということについて、行政側としてはどういう考えでやっていくのかどうか。これからもまだ調査するということですけど、そういうめど出たときに、情報に公開耐えられるのかどうか。そういう情報公開に耐えられるような資料もないというように私も理解しているんですけど、これについての回答をもう一度お願いしたいと思います。

それから、今度、一般勘定で土地開発公社が一般勘定資産になるわけですけど、なおさらそういう処分の対象になる土地が増えると。その管理をどうしていくのかということも当然出てくるわけですから、やはり全体の、特に土地についてはどういう形でやっていくのかについて、今までの土地開発公社にお任せじゃなくて、やはり町としての姿勢をきっちり住民に知らせないといけないということでもありますので、その点についてもきっちりとしたルールを今後つくっていただきたい。そのためには、基本的なことはきっちりと把握していただきたいと思いますが、これについてのスケジュールどうなるのか教えていただければと思います。

それから、暮らしの足をみんなで考える町の役割ということですけど、先ほど、私もこれいろいろ、10年前に議員になったときに、有償サービスについての話をしたときは、全く無関心だったと。それは何ですかというような発想だったんですけど、今、幸いにして福祉有償運送というのができたわけですけども、これから、やはり暮らしの足をみんなで考えるということは必要だと思います。これ、行政だけをお願いするんじゃなくて、行政はどういった局面で役割を果たせるのかについて考えていただきたいということです。

例えば、今運営協議会を設置だということですけど、これについての広報が私にも伝わっていません。どういう協議会、だれが構成メンバーになっていて、どういうことをやっているのか、だれが招集をして、どういう課題を検討しているのかということについてのこうい

う情報公開も一つだと思います。

いろいろやり方があるんですけど、公的な機関としては、当然交通計画を立てるということは必要だと思いますけど、そのほかに住民が活動できる、住民の力で自分たちの足を確保していくという動きに対してやっぱり支援をしていくのは行政の力だと思いますので、その点についてどういうふうに考えているのか。

それから、3番目の福祉については、従来からやっているわけですから充実させると、福祉有償運送も、例えば車両を増やすとか、運転手を増やすとかいうことは、当然、個々のケースとしてやっていかなきゃいけないわけですけど、そういう全体の中でやっていくということを考えなきゃいけません。

特に今、コミュニティーバスが走っているわけですね。これは、今でもすぐにやろう思ったらできるわけです。例えば、豆山号をどうするかについては、具体的な案が今、運営協議会で話されているのかどうかです。どうしていくのかとかね。例えば今、コミュニティーバスはどのような形で、乗車率は一体どうなっているんやと。だれがどれぐらい、どこからどれだけ乗っているんやということも開示してないわけですね。例えば8人乗れるのに8人乗っているのかどうか、その辺のところの開示もできていないということであれば、当然それは運営協議会で話すべきことなのかどうかを検討していただいて、どのような形でそれを参加していくんやということを考えていただきたいと思いますが、この点について、現実問題、後でほかの議員さんが質問されますけど、これはやろうと思ったらいつでもすぐできるわけですね。何の法律の規制も何もないと。行政が提供している車両ですから、できるわけですね。なぜできないのか、どこが問題あるのかについての回答がないわけですから、それはやはり怠慢であると思います。

それから、3番目の町営住宅ですけど、これは毎年いろいろ問題抱えていると。一般質問させてもらいましたが、私の危惧しているのは、施策上はこれは必要だというふうに認識はしております。その中で今後、老朽化している建物を補修でいけるのかどうかというところも出てくるわけです。そうすると、非常に費用がかかってしまう、そうなった場合に、予想されるわけですから、それをどうしていくとか、あるいはこれを払い下げするかどうか、建物もいろいろあると思いますけど、それについての担当者の方だけじゃなくてやっぱり町全体として、今235戸あるということですから、それぞれ同じような建物じゃないんで、その辺のところの対策として、今後5年、10年先のことを考えたときにどうなるのかについてのお考えを持っていると思いますので、その点についてこのままの現状で行くのか、

あるいはそのときにならないとわからないのかということについての所見を再度求めたいと思います。

○総務部次長（竹田裕昭） 議長。

○議長（池原真智子） 総務部次長。

○総務部次長（竹田裕昭） 先ほど西村議員のほうから、財産調書、この部分と先ほど私が述べました面積と違いがあります。それにつきましては、現在詳細のほうを調査しております、その辺を調査後、各筆ごと、先ほど言いましたように地番、地目、面積等シンプルな形で情報公開のほうしていきたい。また、役場側のほうからも情報の発信という形で行ってきたいというふうに考えております。

それと、土地開発公社の土地が町有地になったと、そのときの管理方法ですけれども、先ほど言いましたように普通財産、それと同じような管理の方法になると思います。

それと、当然そのスケジュールというような話もありましたけども、現在、先ほど言いましたように再調査をして、詳細の調査をしておりますところですので、早急に調査が終わり次第、公開のほうをしていきたいというふうに考えております。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） まず、本町で設置しております河合町地域公共交通活性化協議会につきましては、本年8月に地域公共交通の活性化及び体制に関する法律第6条の規定に基づきまして、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡、調整等を行うための目的として設置しております。

構成メンバーとしましては、町長が顧問、副町長が会長に、町議会からも2名の議員の方に参加いただいております、町内関係団体、総代自治会長会、商工会、老人会、婦人会、また交通事業者、鉄道、路線バス、タクシー、学識経験者、国土交通省近畿運輸局、奈良県関係各課、地元警察署、河合町等で委員数22名で組織しております。

また、豆山きずな号につきましては、乗車率等はまだ出ておりませんが、昨年の実績としましては、現在運行しております4系統3便の実績としまして9,400名の実績ということで確認させていただいております。また、その運行方法につきましては、その協議会の中で検討していくことになるかと思っております。

また、住民が活動できる支援ということなんですけども、まず協議会の中では、町が主体となって提供できる移動サービス、それと福祉関係での支援できる移動サービス等を中心に

検討させていただいて、その後に住民が活動できる支援については検討していくことになるかと考えております。

以上です。

○住民政策課長（津田浩二） 議長。

○議長（池原真智子） 住民生活課長。

○住民政策課長（津田浩二） はい、老朽化する住宅をどういうふうにするかということなんですけど、現在、一応考えているのは、先ほど申しましたように、建てかえというのは考えておりません。現有の町営住宅を長寿命化及びライフサイクルコストの縮減という観点から、予防、保全的な維持管理及び耐久性の方向などを図る改善、効率的かつ効果的な修繕を行い、安全性、快適性を向上させることにより、修理周期の延長を図るなどしてライフサイクルコストを下げるとともにコストの縮減を図っていくという観点から、修繕等を重点的にやっていきたい。払い下げ等につきましては、いろいろあると思いますのやけど、その住民さんとかといろいろ協議もありますので、考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（池原真智子） 西村議員。

○7番（西村 潔） 河合町の公有財産については一体どれぐらいあるとか、どういう活用をされているのかについては、一元的にやはり管理していただきたいと思います。特に行政に直結している建物については、これは各行政が管理を担当課がやるということですけども、そのほか、例えば宅地を今8,800持っている、これ一体いつごろ、どういう形で取得して、どうしてるのやということも、やはり開示の対象に今後していくことになると思いますので、先ほど総務次長のほうから情報開示の対象にしたいということですので、今後どのような形にしているのか見守っていききたいと思っております。

それから、暮らしの足をみんなで考えるということで、今、運営協議会があるということですけど、それはそれでいいと思うんです。私の言っているのは、民間の住民の方が集まって話をする。例えば豆山号をどうしていくんやということの会でも、運営協議会をつくってもいいと思うんです。その中に役所がどういう形でかわっていくのかという。

今おっしゃったように、地域の交通というのは、今言ったように、町長とか自治会とか22名でやっているということですけど、どうも直接に自分たちに関係のない人たち、関係ある

ときもありますけど、そういう1つの具体的な課題について運営協議会をつくと、それを行政が支援をしていくというそういう視点が欠けているんじゃないかと。

豆山の郷号どないするのやについて、そういう協議会とか話し合いする場所を持っていますか。先ほど質問の回答の中で、9,400名が行っている。乗車率は一体、1車両についてどれだけ乗車率があるのか、例えば半分なのか、10%なのか。どこからどこまでだれが乗っている、どれくらい乗っているかについての基礎資料さえもないということですから、それは当然つくるべきだと思います。そういうデータがなければ、どうしたらいいのかということがわからないわけです。ニーズはいっぱいあるけど、実際走り出したら乗らないというのが、結構全国の事例であるわけです。

こういうことについても情報を提供、報告書を提供していますので、その点について具体的に今、河合町が運営している豆山の郷号どないしていくんやということについての案が全く出ていない。これについて回答いただきたいと思います。お願いします。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） まず、豆山号に関する基礎資料の作成ということなんですけれども、現在、おっしゃいますように、1車当たり、その区間区間ごとの乗車率というのは把握できておりません。今後そのような基礎資料をつくる必要は当然認識しておりますので、今後作成していきたいと考えております。

また、豆山号をどういったふうに改善したいかという案がないということなんですけれども、それについてアンケートも含めて、今後、協議会の中で議論していきたいと考えております。

以上です。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（池原真智子） 西村議員。あと1分ですので話をまとめてください。

○7番（西村 潔） この移動については、これからもいろんな課題が出てくると思います。私も報告書の中に、いろいろ全国の事例を資料として提供させていただきました。これは、それぞれの地域によって変わってくるということですので、特に豆山号を拡大、あるいは拡充していくということであれば、それなりのやはり情報公開をして、住民の方とともにやっぱり考えていくという組織をつくってほしいと思います。

以上でございます。

○議長（池原真智子） これにて、西村 潔議員の質問を終結いたします。

◇ 森 尾 和 正

○議長（池原真智子） 2番目に、森尾和正議員、登壇の上質問願います。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

（5番 森尾和正 登壇）

○5番（森尾和正） 5番、森尾和正が通告書に基づいて質問いたします。

1番、太陽光発電用に企業に屋根貸しをしてはどうか。

最近、太陽光発電が流行していて、太陽光パネルをつけている家が多くなっています。太陽光発電は環境に優しく、電気代の節約にもなります。学校は屋根が広く、たくさん発電できます。これからの地球の自然を守っていくためにも、太陽光発電にすることは、その大きな一歩だと思います。日本のみならず世界各国でも、温室効果ガス排出量を減らすことのできる、環境に優しい発電システムとして取り組みが進められています。

しかし、設置には多額の費用がかかることです。また、修理費や部品の交換代を含めると、現在の状況では厳しい状況でした。そのような中、国により本年7月1日から小中学校などの非住宅で太陽光発電システムを導入し、発電した電力すべてを電力会社に固定の価格で買い取ることを義務づける全量固定価格買取制度がスタートしました。この新しい制度では、電力の買い取り金額が今までより倍近くなりました。それで、太陽光発電用に小中学校の屋上の屋根を企業に貸す屋根貸しは、震災などで電力会社からの電力供給がストップした際に災害時の避難所となる小中学校で太陽光発電の電気を使える条件もつけるということです。自前で設置するより屋根貸しするほうが、初期投資と維持管理費を出さずに災害時電力確保ができる、そして賃料も入ってくる、地球の環境にも優しいと思います。環境に優しいLED街灯を他市町村より先駆けて導入したように、同じ環境に優しいこの太陽光発電システムを進めることに町としてどのように考えられますか。

2番、通学路で信号のない交差点の安全対策について。

子供の命を守るための道路環境の整備は、交通環境そのものを安全にすることが重要であり、可能な限り、歩行者と車両が分離された安全な空間が確保できるようにすること

が望ましいですが、現実的には、地域住民の生活もあり、生活道路から自動車をすべて排除することは難しいため、自動車の速度をいかに落とさせるかということに力を注ぐべきと思います。事故時の自動車の速度が時速30キロメートルを超えると、死亡率や重症になる割合が急激に高まるというデータがあり、安全な速度の一つの基準として、住宅内の幹線道路でないところの規制速度については時速30キロメートルにすることが大変有効であります。その中で、道路を横断しなくてはならない交差点が一番危険です。信号のない交差点の安全対策としての十字路の白線が、最近、警察の方針が変わり、なくす方向になっています。それは、車中心の考え方であり、それが通学路の場合は、逆に危険になっています。町としては、それにかわる安全対策をどうお考えになっておられますか。

3番、児童虐待への対応について。

今年の春、各地域で虐待事件が多発しました。近隣が気づきながら通報をためらった、学校が通報をためらった、家庭訪問したが気づかなかったので発生してしまったと報じられました。関係した自治体及び児童相談所は、乳幼児健診家庭訪問を増やし、児童相談所の保護体制の強化を打ち出しました。地域が必要以上に緊張をし、また関係者の神経をとがらせるとなると、子供の泣き声でさえ通報されないかと親たちは神経をすり減らしかねません。安心して子育てできる地域づくりに何が必要なのか、改めて児童虐待防止対策を検討しなくてはならないと思います。具体的に言えば、町内の子供と親にかかわる担当機関同士が連携できているかどうか、また、町の相談体制が十分な体制で、町民サービスに臨めているのかをお聞かせください。

4番、ごみ減量の成果について。ごみ減量が目的で、数年前にごみ袋が値上げされました。ごみ収集の有料化については、住民税の二重取りになるという批判もありますが、ごみの減量化を図るために有効な手段であり、導入した市町村では現実にごみの排出量が減っています。住民に負担をかけた以上は、よい成果がなくてはなりません。その後の努力及び成果をお聞かせください。

質問があれば自席にて質問させていただきます。

○教育総務課長（御輿善弘） はい、議長

○議長（池原真智子） 教育総務課長。

○教育総務課長（御輿善弘） 私のほうからは、1点目の太陽光発電企業に屋根貸し、小中学校の屋上を貸してはどうかということで答えさせていただきます。

今年7月から、産業の太陽光発電に対して全量買取制度が既にスタートしており、このこ

とによって屋根貸し、太陽光発電が注目され、一部自治体でも取り組まれています。再生可能エネルギーの自給率を上げるとともに、新たな歳入が確保できる一石二鳥の効果があって、その上、災害時の予備電源も提供されるといった新聞報道があり、教育委員会としても注目しているところでございます。

しかし、太陽電池発電設備を設置するわけですから、一定期間の当該施設を存続させることが前提になります。この制度の事業期間は20年間で、その間存続担保することになります。加えて、電力会社主導の買い取り価格が決められ、消費者に転嫁されるのではないかという懸念もあって、価格の見直しなども考えられます。あくまでもビジネスですから、リスクもあります。これらの取り組みが進めば、もっと正確な情報が集められると思っております。

以上です。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 私のほうからは、2番目の通学路で信号のない交差点の安全対策についてということにお答えさせていただきます。

従前まで、信号のない交差点の安全対策として、おっしゃっているような白線の十字、交差点クロスマークと言いますが、路面標示として設置されておりました。しかし、平成18年7月、警察庁交通規制課長から法定外表示等の設置指針の改正によりまして、交差点の一方の道路がセンターラインを表示されている道路であれば、原則として交差点クロスマークを設置しないこととなりました。現在、町で施行しております道路舗装工事などによりまして、交差点のクロスマークが一たん撤去された場合、警察庁の表示設置指針に該当して、一方の道路にセンターラインがある交差点では工事完了後にクロスマークの復旧ができない状況にあります。安全対策の代替としまして、クロスマークにかわる道路標示、これは交差点前に減速を暗示する標示を設置し、通学路であることを踏まえますと、状況によっては、教育委員会のほうから奈良県公安委員会に横断歩道の設置を要望してはどうかと考えております。

以上です。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（池原真智子） 福祉生活課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 私のほうから児童虐待についてということでございます。

河合町では、いきいき河合っ子ネットワークと称しまして、児童虐待対策協議会を平成18年より開設設置しております、警察、高田こども家庭相談センター、学校、保育所、保健センターなど、関係機関との連携を図っております。また、西穴闇保育所に河合町地域子育て支援センターを設置し、地域との連携を図っています。

人員の配置につきましては、以前からも保育所に専属の職員を配置してまいりましたが、今年度からはよりかかわりを深めるため、福祉政策課の職員との連携を密にしております。保育所だけでなく、町内全体の虐待に対応できる体制を構築しているところでございます。また、休日、夜間におきましても対応できるよう体制を整えております。

児童虐待の通報があった場合は、48時間以内に児童の安否確認を行っております。ほとんどの場合、幸いにも大事には至っておりませんが、年に数件はやっぱり重いケースがございます。重大な虐待が起こった場合は、関係機関と連携し、ケース会議を開催し、再発ないよう見守り等を行っております。また、定期的にケース会議を開いております。今のところございませんが、場合によっては警察または児童相談所の判断で保護に至る場合もございます。

以上です。

○環境衛生課長（木村光弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（木村光弘） それでは、私のほうから、4点目のごみ減量の成果についてお答えさせていただきます。

ごみの減量をより推進するための意識改革への取り組みとしまして、平成18年度にごみ袋を有料化にし、平成21年度に料金改定を行い、住民の皆様のご協力、ご理解をいただきながらごみの減量化を進めているところであります。ごみ袋が値上げされてから約3年と8カ月となります。この間における家庭から出されるごみの量は、料金改定前の平成20年度に対する平成23年度と比較いたしますと、燃えるごみでは年間で289.22トンの減量、率にして8.73%の減となっております。燃やさないごみにつきましては31.05トンの減量で、率で4.81%の減となっております。缶、瓶、ペットボトルの資源ごみにつきましては13.58トンの減量で、率で6.06%の減となっております。

このことは、やはり有料化に伴いまして住民のごみの排出抑制や資源ごみへの分別排出、また、資源回収への協力などリサイクルへの安心が広まった効果であり、ごみの減量をより推進するための意識改革への取り組みにつながった結果だと認識しております。

以上でございます。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 小中学校に太陽光発電をと質問した理由は、近く、東海・東南海・南海地震などが同時発生するマグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震が起こると言われています。一時避難場所は、集会所や公園です。ところが、長期になる避難場所は小中学校からです。小中学校以外の避難場所を教えてください。

2番、地域で通学路の子供の安全を守っていますが、交通規制の方針が変わったときには、地域にそれを伝え理解してもらおうという、そういう連携が必要と思いますが、それは今はできていないと思いますが、どう思われますか。

3番、河合町の児童虐待防止システムですが、ホームページなんかで見ると電話番号だけですけど、そういうのをちょっと一般の人にはわかりにくいので、今ここでシステムをきっちりちょっと教えてください。

4番、ごみの量は値上げになってから今、何ぼか減になっていますが、ここ最近のはちょっと増えていると思うんですけど、それをちょっとお答えください。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（池原真智子） 安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 小中学校以外の避難所ということでございますが、各集会所が避難場所として指定されてございます。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 地域に交通規制等の基準が変わった場合に、その地域住民にその変わったことの周知ができていないということなんですけれども、ケース・バイ・ケースで、当課のほうも把握できていない部分もありましたので、把握した場合には、その関係する分において周知できるような形を今後考えていきたいと考えております。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（池原真智子） 福祉政策課長。

○福祉政策課長（杉本正範） ホームページの件につきましては、私も確認しましたところ確かにちょっと情報不足で、早急に充実を図りたいと思います。

それと、通報のシステムなんですけれども、住民の方から通報があった場合は、先ほども言いましたように48時間以内に児童相談所の職員とか町の職員とかが、安否、生存を実際目

で確認するというようになっておりますので、そこで大事に至った場合は、また先ほど言いましたようにケース会議等を行いまして対応していくところでございます。

○環境衛生課長（木村光弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（木村光弘） ごみの最近の状況はどうかということですが、料金改定前から先ほど比較しての件となっておりますということで答弁させていただきました。

最近の年度別におきましても、一応、22年度から23年度におきますごみにつきましても減というような形になっております。今、手元にある資料で世帯当たりにつきまして、22年度から23年度におきましては1.22キログラムの減で、前年度に対しての0.31%の減というような可燃ごみでございます。不燃ごみにつきましても2.03キログラムの減で、前年度比較で2.48%の減となっております。あと資源ごみにつきましても1.66キログラムの減となりまして、前年度比率で5.72%の減というような形で出ております。

以上です。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 太陽光発電用に学校の屋根貸しは全国で広がりつつありますが、そういういろいろな頑張っているところの調査はされていますか。

2番、通学路で信号のない交差点にカラー舗装等は、住民の反対が少なく、コストをかけずに速度抑制を図るのに有効と思われませんが、どう思われますか。

3番、児童虐待の通報の最近の件数はどのぐらいありますか。

4番、ごみ、可燃ごみも不燃ごみも、今、減ということですが、12月議会の補正予算で塵芥処理諸経費600万円が委託料として計上されています。ということは増えていることですが、その内訳及び仕事内容を詳しく教えてください。

○教育部次長（井筒 匠） はい。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） 太陽光パネル、屋根貸しですね、これの他の地域の取り組みというところでございます。

まず、原発にかわる代替エネルギーとして再生可能エネルギーの自給率を上げる、これは国を挙げての取り組みだというふうになまず認識をしております。教育委員会としても、本当に注目をしているところございまして、実際幾つかの取り組み確認をさせていただきます。

た。

議員、質問で触れられた部分については、多分、新聞報道で恐らく泉佐野市の状況ではないのかなというふうに思います。泉佐野市の管財課のホームページに募集要項、それから採択、いわゆる業者の選定まで結構詳しく掲載されておりました。小学校7校で中学校が5校、12校の学校の屋根のスペースの前庭を提供して企業に企画提案書を提出させると。いわゆるプロポーザル方式、最近こういう形が多いんですけども、こういう形で業者を募集をして選定をしていると。既に10月の中旬に業者が決定して、公開に伴い買い取り価格も公開されています。新聞には、これは公募前ですけども、年約数百万円というふうな書かれ方をしていたように思います。実際、設置面積が4,656平米で、半分ぐらい250万円ぐらいというような金額になっていたと思います。

本当に単純なんですけれども、本町の小学校3校、中学校2校で案分というか、試算をしてみますと年額80万前後なのかなというふうに思います。再生可能エネルギーの自給率を上げる、本当に取り組みは進めないといけないと思いますし、また、歳入が確保できる、あるいは災害時の予備電源を確保できるというメリットはあります。教育委員会としては、もう少し注目していきたいと思っていますし、いろんな部分、学校施設に関してということなので、もう少し検討する必要あるのかなと。

おっしゃるように、いろいろ企業の取り組みとして、非常に先進的なんですけれども、どうもほかの事例で見ますと、公募しても業者が手を挙げないとか、価格にもいろいろ差があります。先ほど課長も申し上げましたように、電気代を消費者に転嫁するというふうなことで懸念もされている中で、当然、企業がビジネスとしてやるわけですからリスクはついて回ると思います。その辺のことも含めまして、もう少し情報が欲しいなというふうに思っているところがございます。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 交差点内をカラー舗装標示してはどうかということに対してお答えさせていただきます。

たしかに、事故が多発する交差点においては、県内でも最近交差点内をカラー舗装するケースがございます。ただ、効果はないとは申しませんが、交差点のカラー舗装というのは、交通事故がかなり多発するような交差点に対しての最終的な手段であるというふうなことで、公安のほうも考えているようで、そこまでそれぞれのケースに応じてそこに合った対策に

ついて対応していくことが必要ではないかと考えております。

また、先ほど、カラー舗装の交差点はコストをかけずにということをおっしゃいましたが、実際には通常のアスファルト舗装をした上にカラー舗装を行います。このカラー舗装といいますのが、通常のアスファルト舗装の単価にいきますと2.5倍から3倍の費用がかかりますので、コストをかけずにという点ではちょっと異なっておりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（池原真智子） 福祉政策課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 虐待の通報の件数でございますが、通報件数23年度におきましては36件ございました。そのうち虐待の疑いがある、虐待だろうと思われるものが11件、内訳としましては、身体虐待が1件、心理的虐待が5件、ネグレクトが5件となっております。

○環境衛生課長（木村光弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（木村光弘） ごみで今回24年度の補正で処理費等を上げさせていただいたということで、先ほどまでのごみの減量、減になっているということに対して、なぜそういう増の補正が出ているのかというご質問であったと思いますが、それにつきましては厚生常任委員会のほうでも回答をさせていただいておりますが、24年度、一応途中でございますが、23年度とのごみの量等を比べた場合、先ほどの減と言いましたのは、家庭系ごみ、家庭から出されるごみについての減の報告をさせていただいております。今回補正で上げさせていただく処理に係る分につきましては、委員会でも説明しましたように、事業系のごみが増加に至るといふ部分と、あとは一般の持ち込み等の増によるものから、そのような形になったものでございます。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 災害時の避難所は学校が多い、集会所もですけど。避難所となる学校は、集会所もそうですけれども、どのような今のところは災害時の場合、準備体制が考えられていますか。

2番、通学路の交差点の安全対策は、他市町村のよい対策方法も参考にしていける必要があると思いますが、どう思われますか。

3番、児童虐待は、どのような人から通報されていますか。

4番、ごみの今の事業系のごみと一般の持ち込みとお答えいただきましたが、やっぱり増えていると言いますが、その委託料として増えていますので、その委託料のちょっと細かい、どういう作業内容の委託料かをちょっと説明ください。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（池原真智子） 安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 各小中学校でどのような災害対策を検討しているかということですが、現在、各学校におきまして、防災担当者を指定させていただいております。その防災担当者と学校災害計画について、現在まとめているところでございます。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 現在も交差点の安全対策等、通行の安全に対しては公安との協議も含めて、各市町村の例を参考にしたケースもございますので、今後とも、そのような方向で進めさせていただきたいと考えております。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（池原真智子） 福祉政策課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 通報につきましては、ほとんどの場合が匿名でございまして、考えますところ、隣近所の方が多いと思います。

○環境衛生課長（木村光弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（木村光弘） 処分の内訳でございまして。ごみを燃やした後の焼却灰、その運搬と処分、それとあとは、燃やさないごみでのその収集、運搬と処分というような形でございまして。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

○5番（森尾和正） この地震というのは、今、東北のほうでも数日前にぱっと急にマグニチュード7ですか、そのぐらい起こりまして、この河合町でも、いつ、きょう、あした起こるかわかりません。学校が避難所になる場合が多いです。そういう場合の電源確保は今のところどう思うように考えられておられますか。

それと2番、交通3悪の無免許、それと盗難車、ひき逃げ、その3つを犯した犯人は、2

年刑務所に入ってしまうという場合が多く聞いています。あとは音さたなしでそういう場合が多いです。ひかれた者はひかれ損です。積極的に通学路において子供を守るという勉強が必要と思いますが、どう思われますか。

河合町の今の児童虐待防止システムに対してどう思われますか。

それと4番、ごみ袋が値上げされて、不法投棄などが多く出ていると思いますが、その場合の町としての対応を教えてください。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 議長。

○議長（池原真智子） 安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 今現在の対策ということですが、役場で所有しております発動発電機、それと、河合町建設協会と締結しております災害応援協定に基づきまして、大型の発動発電機を準備していこうと考えております。それと、蓄電池等のリース、そういったもので対応していこうと考えております。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 車両運転者の交通マナー等、町のほうで担当課ございますので、そちらのほうからも再度そういったことで通学路を含めて、協議委員会を交えながら、通学の児童の通学の安全を求めるような形で啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（池原真智子） 福祉部長。

○福祉部長（中尾博幸） 河合町の虐待の対応、これにつきまして先ほど課長申しましたように、まず町内の体制を整えるということで、先ほど課長答えましたように、まず西穴闇保育所の中の地域支援の先生を中心としまして福祉政策課との連携と。

それと、虐待の通報、これをやっぱり受ける体制ですね。先ほど課長申しましたように、虐待の通報につきましては、ご近所の方等が、例えば児童相談所のほうに通報が入る。通報が入りますと、児童相談所のほうから町のほうに連絡が入る。そうしますと、48時間以内に安否を確認するというふうにしてございます。そういう形では、町としましても最大限のその辺の体制は今整えていっておりますので、今後は継続したいと思います。

ただ、虐待につきましては、一長一短で解決する問題ではございません。粘り強く時間をかけながら、その過程につきまして対応してまいりたいと思っておりますし、これからもし

ていきたいというふうに思っております。

○教育部次長（井筒 匠） 議長。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） 通学路の安全対策ということで、私、9月の議会のほうでも答弁させていただいたと思うんですが、まず支援ボランティアの方を中心に町を挙げてというんですか、子供たちの見守り、交通安全、あるいは防犯も含めてやっていただいている。通学路各所にそういう方がいらっしゃるということで、非常に我々も感謝しておりますのでございます。

それとまたあわせて、学校のほうでもそういう担当者がありまして、通学路は常に点検をしておりますし、そのときもたしか答えたと思うんですけども、地震の際はどこへ逃げようとかも含めまして、通学路を子供と一緒に歩く。もう一つは、自分の身は自分で守るんだという部分も含めて教育をしているというふうに認識をしておりますので、ご理解いただきたいというように思います。

○環境衛生課長（木村光弘） 議長。

○議長（池原真智子） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（木村光弘） 不法投棄の件でございますが、不法投棄、年間どれぐらいとかいうのは、ちょっと件数等は特に把握等はしておりませんが、もし不法投棄があれば、簡易的な町で処分できるようなものであれば、私どもで引き上げたりするという件もございます。悪質な場合とか、その投棄されたものが所有者がわかるような場合とか、そういうような場合に対しては警察と連絡をとり、当然、その所有者たる者を警察のほうにお願いして見つけていただいて、そのままその方に処分していただくというような流れ等をとっております。

まず、不法投棄、住民さんからとかのいろんな情報いただきます。大体そのときに、いつでもどの程度の時間帯でこういうのはよくあるというような情報等をいただければ、私ども今までもその時間帯で待機というか、張り込みというような形でのパトロール等のこともしておりますので、そういうことでの対応をしておりますのでよろしく願いいたします。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 1番、大災害が起こったときは、学校に何百人もの人が避難します。夏であれば扇風機、今のような寒い冬であれば電気ストーブとか、いろいろ要りますが、今お答えになった電源で大体確保できますか。

2番、安心して子供が通学できる通学路を親御さんたちは望んでいます。そういう町であれば、他町村からの人も増え、町に活気が出ると思いますが、どう思われますか。

3番の児童虐待、これは今システムとしていろいろ前向きに答弁いただきました。自分も娘が過呼吸で病院へ運ばれたとき、娘が中学校のときでした。それで病院へ行って、病院から待っておいてくださいと1時間待たされて、先生とお医者さんと話しするのかなと思ったら、子供がお父さんごめんと言うたらしいです。僕もそれを全然知らんし、1時間待って、さあお医者さん来はって話ししようと思ったら、結局、高田から児童相談所が3人ぐらい来て、僕が児童虐待に間違われてね。そやから児童虐待システムというのは、そういうような通報いうのは難しくて、こっちが何ぼ反論しても虐待者に間違われた経験あるんです。

そやから、やっぱり一般の人も、さっきお答えになったように匿名が多いと。そやから、やっぱりこれは、それでも間違いであっても何も通報なかったら防げませんから、やっぱり広報紙など、いろんな面でもうちょっと啓発なりしてほしいと思いますが、どう思われますか。

4番目のごみですけど、事業ごみ系は河合町内ですか。他の町村のほうが多いですか。ちょっとそれもお答えください。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 議長。

○議長（池原真智子） 安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 現在の設備で可能かどうかということですが、どれぐらいの災害が起こり、どれぐらいの避難者が発生し、それに対してどれぐらいの設備があるかという、そのあたりの想定がなかなか難しいので、今現在できるかどうかというのはお答えすることはちょっと難しいんですが、まずは避難者にならないということを啓発していきたいと思います。そのための住宅の耐震診断であったり、家具転倒防止であったり、そういったことを徹底して行ってもらうように、住民の皆様には訴えかけていきたいというふうに考えます。

○福祉部長（中尾博幸） 議長。

○議長（池原真智子） 福祉部長。

○福祉部長（中尾博幸） 虐待の件なんですけども、今おっしゃっていますように、たしかに住民の方々に過敏になっておられる部分もあるかもわかりません。それで、ご近所で泣き声が聞こえるということで児童相談所に通報が入って、町のほうに連絡が来まして、48時間以内に安否を確認に行くという部分でございます。

ただ、今言いましたように、例えばそれを見過ごしますと、例えば重大な事故になるということも考えられます。という意味で言いますと、やはり通報が入りましたら、まず48時間以内に安否を確認に行くということで今後もやっていきたいというふうに思っております。

○環境衛生課長（木村光弘） 議長。

○議長（池原真智子） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（木村光弘） 事業系ごみの受け入れでございますが、ごみにつきましては、基本としまして、河合町内で発生するごみしか受け入れしておりませんので、事業系ごみ、一般の持ち込みも本町から出ているごみだと認識しております。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 安心安全な通学路であれば、住民が住みやすく、児童も安心して通学できると、そういった町ができれば町がにぎわいづくると、おっしゃることは十分わかりますので、そのような活動ができるような町にしていくよう、今後とも頑張っていきたいと考えております。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 詳しく皆さん答弁していただきましたが、太陽光発電ばかりでちょっと何遍もしつこいですが、小中学校と質問したのは、小中学校として太陽光発電を質問しました。それで、教育総務課の担当の方がお答えになってくれました。学校以外にも集会所なりいろいろあります。そういう意味でも、全体としての担当者の方のお答えもお聞かせください。

○環境衛生課長（木村光弘） 議長。

○議長（池原真智子） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（木村光弘） 太陽光発電の件でございますが、先ほどからも答弁されているような形でございます。この太陽光発電導入につきましては、当然、メリットがかなりある部分はあります。遊休地や未利用地の活用ができる。また、地球環境の保護、CO₂排出量を削減できるという、また遮蔽効果による省エネ、屋上とかに設置すれば直接日光が当たらないという形での熱がこもりにくいというようなメリットもございます。また、先ほどからも災害のことも触れておりますが、システム蓄電設備を導入すれば、災害のときにもそれらが利用できるというようなメリットもございます。そういう点で先ほどから河合町とし

でも注目しているところがございます。

しかし、この固定価格買取制度は、電気事業者が買い取りにおいては費用が電気料金の一部として、国民、我々住民等が再生可能エネルギー、発電推進賦課金として電気料として支払うことになっていることとか、また、今後この電気事業者が電力を売ることの収入、価格設定が変わったことに収入が減ることによりまして賃貸料とかの収入がどうなるのかとか、また貸し出しに長期にわたるといようなことなど、いろいろ考えなければならない部分もがございます。このようなことを十分に踏まえまして、当然建物の河合町の公共施設等の耐震性なり、また今の土地の現状と、また企業の情報など、先ほどからもありましたように調査、また情報収集した上での今後の検討していかなければならない課題だと思っております。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 安心安全を目指している河合町として、住民が安心安全に暮らせるために、安心できる避難所、子供たちが事故に遭わない通学路、児童の安全、また地球環境に優しいごみ対策をしていただいて、安心で夢のある河合町にさせていただくことを望みまして、私の質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（池原真智子） これにて、森尾和正議員の質問を終結いたします。
暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時35分

○議長（池原真智子） 再開します。

◇ 杵本光清

○議長（池原真智子） 3番目に、杵本光清議員、登壇の上質問願います。

○2番（杵本光清） 議長。

○議長（池原真智子） 杵本議員。

(2番 杵本光清 登壇)

○2番(杵本光清) 議席番号2番、杵本光清が通告書に基づき一般質問をいたします。

6月の一般質問におきまして、若い世代、子育て世代の転入を促し、全国から河合町に住むということを選択してもらえるために、河合町の教育行政としてどのような施策を考えておられますかとの質問をさせていただきました。その質問に対し、中長期的な展望で施策を実践するため、今後の教育の方向性を見据えた上で、河合町における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、ことし4月に河合町教育振興基本計画を策定し、今後、おおむね5年間で重点的に取り組む施策を示した、この施策に基づき、家庭、地域、学校が一体となった教育を実践することで、魅力ある学校づくりにつなげるとの答弁。また、中学校運動部の顧問の充実、教師の質の向上、学校長のリーダーシップという課題の提示により答弁をいただきました。そのとき、課題を列記し並べていくことから始めても具体的な施策になってくる、新しい施策に転じていけるのではないかとこの意見を述べさせていただきました、質問を終了いたしました。

さて、今議会における一般質問に移らせていただきます。

河合町の教育現場が抱える課題について質問をいたします。

まず、本町の教育現場について、教育委員会が認識する課題の提示をお願いします。

壇上での質問は以上とさせていただきます、再質問は自席にて行います。

○教育総務課長(御輿善弘) 議長。

○議長(池原真智子) 教育総務課長。

○教育総務課長(御輿善弘) 杵本議員が質問された教育現場の課題ということで、教育委員会が認識している課題ということなんですけれども、全国学力学習状況調査の結果などで、本町の子供たちは比較的学力が高いものの、体力は全国平均を下回っております。学校の決まりを守ることや、新聞やテレビのニュースなどの関心が低く、規範意識や社会性に課題があると思われま。平日に家族と朝食を取ることが少なく、家の手伝いをしている子供も少ない、また、多くの子供が塾に通っている、就寝時間が遅く睡眠時間が極端に少ないことのほか、地域の行事への参加も少ないことなどから明らかになっております。学力向上はもとより体力向上、社会性の向上、家庭教育の充実と住民参加の教育などが課題となっております。過干渉な保護者が目立つようになり、反面、無関心な保護者も見受けられ、子供たちの成長過程で大きく影響していると感じております。

現状では、家庭教育の充実と住民参加の教育が重要課題だと思っております。

以上です。

○2番（杵本光清） 議長。

○議長（池原真智子） 杵本議員。

○2番（杵本光清） 内容が多岐にわたる部分について丁寧な答弁いただきまして、ありがとうございます。

今、ご提示いただいた各課題については、次回以降の質問機会に議論させていただきたいと思えます。今回は、課題の全体像についてももう少し議論させていただけたらと思えます。

今、ご提示いただいた課題ですが、提示いただいた分でおおむね全体、すべてというようにとらえてもよろしいのでしょうか。

○教育総務課長（御輿善弘） 議長。

○議長（池原真智子） 教育総務課長。

○教育総務課長（御輿善弘） 大枠では、今回答弁させていただいたものが課題となっております。

○2番（杵本光清） 議長。

○議長（池原真智子） 杵本議員。

○2番（杵本光清） ありがとうございます。

河合町の教育振興計画に基づいて、また、今ご提示いただいた課題を認識した上で、これから実践、充実されていくということでしょうか。

○教育総務課長（御輿善弘） 議長。

○議長（池原真智子） 教育総務課長。

○教育総務課長（御輿善弘） 議員おっしゃるとおり、教育基本計画に基づいて進めていきたいと考えております。

○2番（杵本光清） 議長。

○議長（池原真智子） 杵本議員。

○2番（杵本光清） 事業活動を継続的にスパイラルアップさせていく方法としましてPDC Aサイクルというものがありますが、次はCになってくるかと思えます。通告書にも記載していますとおり、若い世代、子育て世代の転入が、この質問の趣旨でございます。計画の段階で、既にCの方法については検討されていることとは思いますが、その辺お願いします。

○教育部次長（井筒 匠） 議長。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） 子育て世代の転入を促すと、非常に大きなテーマだと思います。

教育分野でということでございます。なかなか教育というのは一口には言えないんですけども、教育基本計画をつくる、理念を設ける、目標を設けるというようなことで計画的に進めていくと。今現在もいろんな形で施策を進めていっていますし、学校との連携とか、あるいはPTAなり地域の方の連携というのをこれから模索もしていきますんで、一口に若い人たちが来てくださるという部分はなかなか答えが出ないと思います。どんどん充実させていくことによって来ていただけるようになるのかなという、まず認識を持っています、これをやったからずばっと増えるというようなことでもないというような認識はしておりますが、やっぱり学校というものをもう少し魅力を持たすという部分がぜひ必要なのかなというような認識を持っておりますので、教育基本計画に沿って順次進めていく。

これは、すぐに答えがなかなか出るものではないと思いますので、議員おっしゃっているような形の答えになっているかどうかわかりませんが、我々は我々なりに、現場は現場なりに、地域は地域なりに、いろんな協力をいただくというような形にはなっていておるので、その辺はご理解をいただきたいなというふうに思います。

○2番（杵本光清） 議長。

○議長（池原真智子） 杵本議員。

○2番（杵本光清） 事業を行うに当たって、ある一定の評価というのは必要だとは思いますが、事業はするけれども評価をしないのか、事業をするだけでも評価の方法をまだ定めていないのか、どちらなのでしょう。

○教育部次長（井筒 匠） 議長。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） ちょっと私も言葉足らずだったんですが、教育基本計画を中心に今やっていっているんですけども、学校も当然目標があったり、そのときのテーマがあったりというようなことで、教育委員会も学校訪問であるとか、あるいは書類のやりとりであるとかというのを。ことしは学校訪問につきましても、半日で2カ所回っていたところを半日で回るとか、学校に対してかなり行く機会も増えておりますし指導もさせていただきます。あるいは、逆に学校のほうからいろいろテーマをいただいてというようなことはやっておりますし、成果としては、こうなったというのはなかなか難しいんですけども、非常に前向きな形で教師も取り組んでいるという状況は把握しておりますので、結果は徐々に出てくるのかなというふうに思っています。

○2番（杵本光清） 議長。

○議長（池原真智子） 杵本議員。

○2番（杵本光清） 何か事業を行うに当たっては、やはり成果というのが必要やと思うんです。といいますのは、例えば消費税を上げる、それによって税収がどれだけ増える、それは国がやっている事業での一つの成果だと思うんです。この教育問題について、教育委員会が課題を持ってそれを実践していく上で、最終的な目標というのは、子育て世代、若い世代をどれだけ取り込めるかという部分にかかっていると思うんです。それを元に質問させていただいていますので、ちょっと正鵠を射らせていただきます。この計画実践において、若い世代、子育て世代が、何世帯・何人転入すると考えておられますか、もしくは何%増加すると見込んでおられますか。

○教育部次長（井筒 匠） 議長。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） 申しわけないです。第一歩のところ、決して子育て世帯が増えるということは否定しているわけでもございません。ただ、教育基本計画に定めております部分は、いわゆる河合町に住んでよかった、あるいは社会に出て貢献できる、人のために何かやっつけていける子供を育てるという理念がありまして、まずそこへ向かって我々は進むべきじゃないのかなと。おっしゃるように子育て世代が来ていただけるということも、当然その中には含まれると思うんですが、最初の部分で、大きなテーマというのは、若干、議員と我々は異なるのかなというふうに思います。

○2番（杵本光清） 議長。

○議長（池原真智子） 杵本議員。

○2番（杵本光清） 昨年の9月に初めて一般質問をさせていただいたんですけれども、そのときは税務課長に質問させていただきました。税収を増やすためにはどうすればよいのかという質問をさせていただきました。その質問に対して答弁いただいたのが、若い世代、子育て世代を増やすことなんだと。それに基づきまして、12月に、じゃ若い世代を、子育て世代を増やすためには、教育委員会としてどういうことができますかという質問の中で、今のようない教育基本計画のことであつたりとかの答弁をいただいたんですけれども、ちょっとまた、今後、評価の部分、チェックの部分とアクトの部分については、次回以降の質問機会に持っていかにさせてもらいまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（池原真智子） これにて、杵本光清議員の質問を終結いたします。

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（池原真智子） 4番目に、馬場千恵子議員、登壇の上質問願います。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（池原真智子） 馬場議員。

（1番 馬場千恵子 登壇）

○1番（馬場千恵子） 議席番号1番、馬場千恵子。通告書に基づき質問させていただきます。
ごみ対策について。

ごみ排出量の減少と個別収集及びごみ袋の無料化について。

河合町では、平成18年よりごみ袋が有料となっています。有料に至った経過をお伺いいたします。

また、戸別収集については、数十年前から根強い住民の要望、要求があるにもかかわらず、財政的な理由で戸別収集はされていません。地方自治法第227条で、ステーション方式では手数料の徴収はできないと明記されています。住民参加の委員会を設立し、ごみの減量、リサイクルなどに取り組むべきと思いますが、いかがでしょうか。

2番目に、池部3丁目の開発について。

開発面積2,836.81平米、一戸建て16区画で進められています。土地は全体で3,000平米ありますが、約2,800平米の開発で公園の設置は計画されていません。近隣の住民からは、良質な生活環境を守る意味からも、公園の設置が求められています。開発業者は法的には設置の義務はないと言って、計画は予定されていません。町長の指示で公園の確保をお願いいたします。

3番目はコミュニティーバスについてです。

河合町においても高齢化が進む中、医療機関やお買い物、文化活動の参加など、質の高い生活を確保する意味からも、豆山のきずな号の路線の改善や停留所の増設が求められています。8月に河合町地域公共交通活性化協議会が設立され、ニーズの把握に努められています。協議内容及び構成メンバーについてお伺いいたします。

再質問は、自席にて行わせていただきます。

○環境衛生課長（木村光弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（木村光弘） 私のほうから、ごみ対策についてという形で4点ほどご質問をいただいたと思いますので、順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、ごみ袋の有料化に至った経緯ということでございますが、これにつきましては、平成17年8月にごみ有料化の方向を検討するため、有識者、議会議員、各種団体、町内事業所、また住民各総代自治会からの方々の参加により、ごみ有料化検討委員会を設置し、平成17年11月28日に委員会から答申を受けました。その後、平成17年12月議会定例会におきまして、ごみ有料化の手数料徴収について可決をいただき、翌年4月1日より実施しているところでございます。

2つ目の戸別収集についてでございますが、これにつきましては、以前、馬場議員さんにもご質問いただいております。昨年の12月だったとは思いますが、そのときには回答させていただいているとおり、収集に係る経費がかなりの増額となるなどの観点から困難であると考えていますので、現時点でも住民皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

3つ目の、地方自治法227条による手数料徴収の件でございます。

これについてのごみ袋無料化というような件でございますが、この処理手数料の件につきましては、神奈川県藤沢市で地方自治法227条の抵触について住民の方から提訴されており、昨年3月15日に最高裁によっておいて、上告棄却の結審が出ております。東京高等裁判所の判決内容を申しますと、一般廃棄物である家庭系可燃ごみ及び不燃ごみの収集、運搬及び処分が普通地方公共団体の自治事務であるとともに、これら家庭系可燃ごみ及び不燃ごみを適切に自家処分できずに排出する個人のためにする事務として性質を有するもので、役務の提供と受益との間にそれぞれ対応関係にあり、個別的に特定することが可能であることからすると、この役務に対し手数料を徴収すること及び手数料徴収の方法として、事前に有償の指定収集袋を調達させる方法を選択したことは、手数料の概念の域を越えるものではなく、地方自治法227条により違法となるものではないとの判例が出ています。また、先に述べました、住民参加によるごみ有料化検討委員会で決定されていることにもより実施しておりますので、ごみのごみ袋無料化は考えておりませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

4点目の住民参加の委員会を設立して、ごみ減量、リサイクルに取り組んだらどうかという件でございますが、今までも、以前に住民参加によるごみ減量化及び分別収集検討委員会、

ごみ有料化検討委員会を設置し、ごみ減量、資源化策の方策を打ち出してきております。それらを実施してきたことに今日までの成果がでてきたものだということは、認識しております。ご質問のように、また新たに委員会を設立し、決定した方策を実行というか押し付けるような形のような方策を取るのも、さらなるごみ減量、リサイクル化が進む可能性はあると思っております。

しかし、今現在、当町の排出ごみを見ますと、いまだに可燃ごみの中に不燃ごみ、資源ごみが混在しているような状況が見受けられます。粗大ごみにつきましても、まだまだ使えそうなものまでも回収されているような状況でございます。こういうようなことから、まずは、まだまだ町民の皆様一人一人のごみ排出に対する分別、資源化への意識改革が必要であると思っております。それとともに、自発的な活動を促進することは大切だと考えております。

これらごみの減量施策を促進するためには、当然、町民、事業者、行政の3者が、適切な役割分担のもとで、環境行政は3Rという、リデュース、リユース、リサイクルの頭文字Rをとって3R、これらを推進しまして取り組む必要があると考えております。このことから、今後も、より一層町民の皆さんの理解と協力が得られるよう、町の広報、お知らせ版、ホームページ等を活用などによりまして啓発、町民の皆さんの意見の取り寄せや情報発信、また、集団資源ごみ回収団体への支援、連携及び事業者への減量、資源化の指導を行ってまいりたいと考えております。今後のごみの分別、減量及びリサイクルを実現していくためにも、ご理解賜りますようお願いいたします。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 私のほうからは、2番目の池部3丁目の開発についてと、3番目のコミュニティーバスについてお答えさせていただきます。

まず、2番目の池部3丁目の開発について。

都市計画法第29条に基づく開発行為の許可権は奈良県知事にあります。町は、河合町宅地等開発事業指導要綱による事前協議書の提出を受けて回答し、都市計画法第29条開発行為許可申請を受け付けて奈良県知事へ副申いたします。主として自己の居住のように供する住宅の建築のように供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあっては、都市計画法施行令第26条第6号及び奈良県開発許可制度等に関する審査基準で、3,000平米以上の開発行為については、開発区域の面積の3%以上の公園、緑地、または広場の設置が義務づけられています。

ご質問の開発計画につきましては、正式には町に事前協議書は提出されておられません。事前相談は受けており、その中で、計画は約2,800平米で3,000平米を超えていないため、法的な設置義務は生じておりません。また、町の開発指導要綱においても、法を越境する技術基準を設けていないため、地元住民の総意として公園設置を要望されるとなれば、開発事業者に対し住民の意向を伝えお願いすることはできますが、あくまで要望であり、設置の強要はできないと考えております。

続きまして、3番目のコミュニティーバスについてお答えさせていただきます。

西村議員の質問に対する回答で重複します協議会設置目的、協議会構成メンバー等につきましては、省略させていただきます。

本年8月に設置しました地域公共交通活性化協議会においては、現在、コミュニティーバスを初めとしたよりよい地域公共交通の導入に向けた基礎資料とするため、町内に住む16歳以上の方2,000名を対象に、公共交通に関するアンケート調査を実施しております。

また、協議会の進捗状況としましては、来年1月には第2回目の協議会を開催する予定で、その中で、アンケート結果及びその解析、周辺公共交通実施町のヒアリング内容、事業者ヒアリング内容を提示し、交通行動の実態を調査し、交通量のニーズ、既存公共交通に関する問題点などを把握し、協議会の意見を伺う予定です。

以上です。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（池原真智子） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） ごみの減量化の部分ですけれども、平成17年に委員会が設置されて18年4月から実施ということで、その中で協議されたというふうにありますけれども、経過としてはそれでわかります。でも、その内容なんですけれども、有料化にしようと言った理由、こういった内容がその中で審議されたのでしょうか。

また、ステーション方式での無料のところなんですけれども、裁判では有料は違法ではないというふうな判決が出たということなんですけれども、地方自治法のところでは、公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収できるというふうに書いています。これの解釈によると、ステーション方式というのは特定の者のためというところには入らないと思いますので、ただ1つの判例ですので、河合町ではどうかということもお聞きしたいと思います。

この戸別収集についてですけれども、ゴミ袋の有料化とは別に、戸別収集に要望について

は、もう何十年も前からの地域住民の方の強い要望があります。これについて、どの程度認識していただいているのか、住民の立場に立って考えていただいているのか。3年や4年前からこういう要望が出ているというわけではなくて、30年、もっと前かもわかりませんが、そういった戸別収集の要望が出ています。そういった本当に住民の方の要望に耳をかさないというか、どの程度受け入れて審議されてきたのかということもお聞きしたいと思います。

また、3Rというリサイクルの方法ですけれども、近隣のところでは、いろいろと努力されています。減量に対して指導していくというふうに答えていただきましたけれども、住民の意識を高めるというだけではなくて、町としては、そういうことに対して具体的にどういった援助をしていって、どのような手段で減量を進めていくのかというところを具体的に示してもらいたいと思います。

それと有料化についてですけれども、これについてはまた後で質問いたします。

今は有料化されているんですけれども、森尾議員の質問のお答えの中で、ごみの量が減少しているというふうに答えていただきました。ところが、河合町に住んでおられる住民の方の人数も少なくなってきましたので、当然出す量は減ってきている。人数に伴って減るというのは考えられることです。ごみの有料化になって、若干の効果はありましたけれども、1人当たりどれだけのごみを排出しているのかというところについては、さほど大きな変化はなく、若干増えていっているのではないかというふうに思います。有料化について、ごみが減ることについては、人口が少ないところでの、有料化についてはさほど効果が見受けられないというのが現状だと思います。

それと、池部3丁目の開発ですけれども、確かに3,000平米以内の開発ですので公園の設置はされない。これは合法的なことです。ところが、河合町が目指している快適な環境づくりというか、緑を守りたいというそういったところからいうと、こういった小さな規模での開発で、こういう形で緑地も公園も残さない形で開発されていくと、快適な空間というのは確保できていけないのではないかというふうに思います。

というのは、池部3丁目のところの県道の河合・大和高田線のところ、佐味田川沿いの住宅ですけれども、役場との間のところです。川沿いにあるところですが、多くのハイツが建っていますけれども、この地域にもどんどんハイツが建っていくんですけれども、緑地も公園も確保されていないというのが現状です。こんなふうな形でその地域に少しずつ、3,000平米、もっと小さい規模でも開発が少しずつされていくと、良好な生活環境というの

は確保されていない。また、住宅が密集していった防災的にもよくない結果になっていくのではないかというふうな懸念もされます。

河合町の開発指導要綱の中でもこういった状況をかんがみて、町長が必要だと認めた場合、公園をつくってほしいというふうに指示を出すをつくってもらえるというふうに書かれていますけれども、これは町長も、開発も必要、若い子育て世代の方の入居というか、河合町に住んでいただくという意味からも、また河合町に緑を残していきたいという、河合町の町長としてもそんなふうに思っておられると思います。そういう意味からも、町長の判断でこういった緑地、公園、広場の設置をしていただくように要望していただきたいというふうに思います。

それと、コミュニティーバスについてですけれども、西村議員の質問で、公共交通活性化協議会のメンバーについてもあらかじめというか、大体わかりましたけれども、このアンケートですけれども、16歳以上2,000名ということですが、この2,000名という数が妥当なのかどうか。世帯の数でいうと、どの程度の割合なのか。大体3分の1行かない数だと思いますけれども、これについて年齢別では16歳以上ということですが、地域別についてはどんなふうになっているのでしょうか。

また、河合町の協議会の今後のスケジュールについて、来年1月にアンケートの結果を受けての2回目の協議会が開かれるということですが、この協議会の内容をもっと公開していくというか、皆さんにわかるようにしていただきたいというふうに思います。

それと、アンケートだけに頼るのではなくて、私もかねてから言っていますけれども、実際に住民の声を聞く、タウンミーティング等で直接意見を聞くというような手段も考えていただきたいというふうに思います。

それと、この協議会については、傍聴も可能なのかどうかということもお聞きしたいと思います。

また、この協議会を開催される前に、住民のほうからも要望が上がっていたと思いますが、そういったことが協議会でどの程度反映されて議論になっているのかということもお聞きしたいと思います。

先ほど、西村議員の質問の中でもありましたけれども、豆山のきずな号について、どの程度分析されて、何名の利用者がおられるかということも先ほどお聞きしましたけれども、実際に、私も西村議員の言われている、つくったものの実際に動かしたときに活用していただけるのかどうかというところを懸念しますけれども、そういうふうに活用していただくと

いう意味からも、もっと住民参加、住民の声を直接聞くというような形で進めてもらえたらと思います。

○環境衛生課長（木村光弘） 議長。

○議長（池原真智子） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（木村光弘） それでは、ごみについての再質問にお答えさせていただきたいと思います。

有料化の経緯でございますが、有料化となるために、まず、ごみ減量化及び分別収集検討委員会を設置した折、その答申に、今後ごみ袋有料化については検討しなければならないという答申を受けております。それを受けて、ごみ有料化検討委員会を再度立ち上げまして、ごみ有料化の方向を検討し、検討委員の皆さんのご理解をいただいた上で決定されておりますので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

地方自治法227条、特定の者という件でございますが、これも裁判所の判例が出ております。それによりますと、指定収集袋を用いたごみ排出者に対してのみ負担を課することは可能となるため、指定袋を用いた排出者のためのごみ収集運搬行為は、特定の者のために提供する取り組みであるという判例が出ておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

戸別収集の住民からの要望お聞きになっているかというようなことでございますが、個々の的には、部分的に耳に入っている担当のほうも聞くこともあります。ただ、先ほども申し上げましたように、これらに係るかなりの経費等が発生するという具合なことも出ますので、その点も含めてご理解していただきたいと。また、戸別収集よりステーションでごみの持ち出しがなかなかしにくいというようなことがあれば、できるだけ隣近所の方のご協力を得るなりというような住民さんのご協力もお願ひしたいと願っております。

それと、リサイクルはどのような形でしているのかというようなことでございますが、町としましては、今現在、リサイクルの施策と言うかやっておりますが、フリーマーケットというような開催で、町のイベントのふれあいの集いとか文化祭において実施されておりますので、それらで参加される方の募集等もしているというような形のあれをやっております。

それとあと、1人当たりのごみがどういう形で減量化になっているかどうかという形です。ごみ減量につきましては、議員おっしゃるとおり、人口が減れば当然ごみが減るというのは考えてございます。そこで、1人当たりのごみ有料化の前と現在、17年度と23年度を比較しますと、当然1人当たり26.75キログラムの減で14.44%、一応減というような形に出ており

ますので、ご理解のほうよろしくお願ひいたします。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） まず、2番の池部3丁目の開発について。

3,000平米以下の開発について緑等が設置されないんで、町の環境が問題が出るんではないかということなんですけれども、3,000平米以下の開発につきましても、今おっしゃっております公園については基準に基づいて設置されませんが、それ以外について、当然、町のほうにまず事前協議書を提出していただきまして、開発の内容等について、まず町と協議させていただいておりますので、良好な環境の確保、防災の観点においても、そういったことについては十分チェックされていると考えております。

また、3番のコミュニティーバスについてなんですけれども、アンケートの2,000名の妥当性ということなんですけれども、アンケートについては、当然全住民の方にするのが理想ではありますけれども、何分費用等もかかる話になりますので2,000名という数字にさせていただいております。これは世帯ではなく、個人ということで無作為に抽出させていただきまして、16歳以上、年齢、男女問わずということにさせていただいております。また、地域別につきましても、若干、西大和地域と旧集落地域の配分は、やや旧集落地域のほうが、先ほども申し上げましたように、交通空白地域となっている観点からも意見を数多くいただきたいということで、やや案分は変えております。ただ、その細かい数字については、今ちょっと持ち合わせておりませんので、後日説明させていただきたいと思ひます。

また、協議会の内容を公開してほしいということなんですけれども、これについては、方法はちょっと今答えられませんけれども、何らかの形で、できれば公開していけるような方法を検討していきたいと考えております。また、協議会について傍聴は可能かということで、傍聴については現在予定しておりません。

あと、豆山号の分析についてなんですけれども、先ほども申し上げておりますように、今現在、豆山号の分析を含めて、他町村で実施されている公共交通についてもいろいろヒアリングをさせていただいた結果もございますので、そういったことも含めて、現在、分析を整理させていただいているところということでご理解願ひたいと思ひます。

あと、住民参加については、協議会の中では、地区を代表していただいている総代自治会長会の会長さんであったりとか、そういったことで団体を経由することにはなるんですけれども、それ相応の方に参加していただいていると理解しております。

以上です。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（池原真智子） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 検討委員会を受けて有料化になったということですが、検討内容ですが、この中では、ごみの有料化でごみが減量されるということでしょうか。ごみ袋というのは、生活保護世帯の方とはもかくとして、低所得の方にも同じように負担がかかるということで、袋によっていろいろと値段も変わっていますけれども、所得の低い方ほど負担率が高くなる。年間5,000円前後ぐらいになるのでしょうか。そういったことも含めて、ごみ袋の無料化について検討してほしいと思うんですけれども、ごみの有料化というのはお金をもらうということですので、町の財政に入っていくわけですが、一般財政のほうに入っていきますけれども、こういう意味で、森尾議員がおっしゃっていた税金の二重どりになるのではないかとというようなことも言われていますけれども、ごみの量を減らして、処分する料を減らして経費を浮かせる、そのことによってごみ袋にかかるお金を減らしていくということも考えながら、住民負担ということをまず持ってくるのではなくて、目的は減量化というところに視点を置いて取り組んでもらいたいと思います。

例えば、高田市とかでしたら放置自転車のリサイクルをしています。たんすとか家具とか棚とかチャイルドシートとか、そういったことについてのリサイクルもしています。全体としては、ごみの量が減るということですが、そういった努力とか、また生駒市では陶磁器とかガラス製の食器のリユース・リサイクル、もったいない市というのをしていますけれども、こういったこともかなり好評で住民の方に喜ばれている。こういった具体的な手だてをいろいろ考えた上での有料化だったのかどうか。町としてのそういった一定の努力をした上での有料化で検討されたのかどうか。国の方針でゴミ袋の有料化というのを幾つかの効果ということが上げられている中で、河合町もそれに乗って有料化したという経過もあるのではないかとこのように思います。

基本は、住民の方の負担にならない状態でごみを減らして、経費も減少させて、ごみ対策を考えていくというのを住民参加で決めていただく、住民の皆さんの意見を聞いていただく。実際に、ごみ袋の有料化をしたけれども、何年かしたうちにリバウンドしているというような全国的な例が挙げられています。奈良市でも天理のところでもそういったことがあるんですけれども、河合町は人口も比較的少ない、人口にしてはほかの近隣と比べて多く出ているというふうに思いますけれども、こういったところで、その方法が本当に有効なのか

どうかというところも考えていただきたいというふうに思います。

それと、池部のほうの開発のところですけれども、公園とかについては町と協議をしているところですが、この公園については開発業者の負担ではなくて、町の負担でつくっていくというふうな形になっていくのであれば、若い世代にはいってもらって、先ほども議員の質問にもありましたけれども、若い世代に入ってもらって税収を増やしていくというふうに思っているながら、結局は町のお金を使って公園を設置するということにもなるのではないかとこのように思います。

それと、コミュニティーバスですけれども、活性化協議会のメンバーですけれども、地区の代表、団体代表ということで構成されているというふうにお答え願いましたけれども、この中に議員が2名入っている。私もこの2名の議員さんのお名前も存じ上げていませんし、どういう形でこの2名の方が選ばれたということもわかりませんので、それについてもちょっとお答え願いたいと思います。

それと、アンケートの2,000名ですけれども、県から、このアンケートをとるに当たっての補助金が591万円おりていると思います。この範囲では2,000名が限度だったのでしょうか、そういったこともお願いします。

○環境衛生課長（木村光弘） はい。

○議長（池原真智子） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（木村光弘） 委員会の答申の内容でございますが、ごみの減量、リサイクルの推進並びに負担の公平化などから、有料化実施によってごみ排出者の責任がより明確となるほか、住民のごみ問題に対する意識が一層高められ、最終的にはごみの相対的な抑制が図れるとして、燃えるごみ袋45リットルの大が40円と、中が30円、20リットルの小は20円、ダストが10円、または燃えないゴミ袋45リットル大については40円と、資源ごみ袋についてはリサイクル推進のため無料とするような答申が出されておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。このごみ袋の値段というのは、要するに、この町のごみ処理にかかる20%の負担をしていただくというようなことからの答申を受けており、このような金額に設定という形になっております。

それとあと、自転車、たんす等使うものリサイクルにしたらどうかということで、自転車、たんす等、私どもでは粗大ごみというような形で収集しております。要するに、粗大ごみは今現在、有料とならず無料という形で、すべてこちらのほうで集めさせていただいております。リサイクルにつきましては、当然、中にはリサイクルできるようなものも見受けられる

かもございませんが、それに対しましては、当然リサイクルできる人材とか、いろんなもんが問題等運営などがあります。それらが今実施されている、先ほど例いただいた生駒市とか高田市ですか、というようなところの状況、どのような状況なのかをまず調査というか把握して、今後、それが町にとって有利なごみの減量、リサイクル化というようなことも踏まえて、検討の課題の一つだと考えております。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） まず、先ほど議員おっしゃいました町長の指示について、町長の指示によって公園をできると、開発指導要綱に入っているということだったんですけども、河合町の指導要綱によります文章の解釈としましては、この第6条、公共施設の整備、事業者は自己の造成する施工区域内に必要な公共施設を町長の指示に従って自己の費用で施工しなければならないとありますのは、当然、この上の法制度、基準に基づく公共施設の整備が義務づけられた場合の話でありまして、町長が指示すれば何でもできるということではありませんので、その点をご理解願います。

コミュニティーバスについて、まず議員2名が参加しているということについて、その方法ということなんですけれども、議長のほうへ推薦を依頼しまして、2名の推薦をいただいております。

また、アンケートの配布人数が2,000名については、県からもらう補助金が限界であるのかということにつきましては、ほかの計画等作成費用も含めましての補助金となりますので、2,000名といたしますのは、一応、河合町の人口19,000前後ということになりますので、約1割ということで、その費用としては精いっぱいのところかなとは考えております。

以上です。

○1番（馬場千恵子） 議長。

○議長（池原真智子） 馬場議員、時間が迫っておりますので、まとめてください。

○1番（馬場千恵子） ごみの有料化のところですけども、まず、負担の公平化という点については、先ほども言いましたけれども、公平ではないというふうに思います。ごみの処理の20%を負担していただくということについてですけども、負担を前提にするのではないというのが私の基本的な考えです。いろんなリサイクルしながら軽減していくということで、最終的にはごみを減らすというところに焦点を置いてもらいたい。今後の検討課題にしてい

ただきたいと思います。

それと、コミュニティーバスですけれども、基本的には、直接もっと多くの方の意見、アンケートもいい方法ですけれども、聞いていただいて、本当に実際に利用できるコミュニティーバスにしていきたいと思います。また、今後のスケジュールについても、来年の2回目以降のスケジュールについてもお聞きしたいと思います。

それと、池部3丁目のところですが、こういった小規模での開発が進む中で、じゃどうしたら緑地を守っていけるのかというところの努力はどんなふうに行われているのでしょうか。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） まず、協議会につきましては、来年1月に第2回目の協議会を開催させていただきまして、3月末をめどに、河合町の地域公共交通総合連携計画というものを策定する予定であります。その後、協議会としては継続して、実際にはその連携計画の中で、新たな公共交通、河合町に合った公共交通の案としてまとめさせていただいて、その実施に向けてまた進めていくということになっていくかと思っております。

池部3丁目の開発についての中で、公園あるいは緑をいかに残していくかということについて、当然、町のほうでは地域に緑をとすることは認識しておりますし、ただ、法制度に基づく中では、やはり目指すものと、それを法制度の中で合致していくところが非常に難しいところがありますので、そういったところでもともと開発とは関係ないところで、緑であったり公園を整備していくということも全体としてやっておりますので、開発だけでは当然、基準に基づいては設置できないというのは、残念ながら制度の中では仕方ないかなと思っております。

○環境衛生課長（木村光弘） 議長。

○議長（池原真智子） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（木村光弘） 負担の公平化ではないかというようなことでの回答をさせていただきたいと思います。

ごみ処理の負担につきましては、まず、先ほどからも裁判での判例でもありますように、要するに、自家処分できずに排出する個々個人のためにしている役務に対しての手数料を徴収しているということでございます。中には、個々でごみの排出をせず、何らかの形での処分をされている方もいらっしゃいます。また、排出される方におきましても、ごみの量多い

方もあれば少ない方もいらっしゃいます。それらを踏まえまして、3種類のごみ袋等をこちらのほうもご用意させていただいておりますので、そういうのにつきましては、ごみの量に対して出す、それに対する処理でございますので、町としましては公平化が保たれているんじゃないかと思っております。

○議長（池原真智子） これにて、馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（池原真智子） お諮りいたします。

本日は、これにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 0時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

池原真智子

署 名 議 員

足田俊文

署 名 議 員

谷本昌弘